

羽衣国際大学共同研究取扱規程

規程番号 213-29

令和8年5月12日 制定・施行

(趣旨)

第1条 この規程は、羽衣国際大学（以下「本学」という。）が、その教育研究成果を社会に還元するため、本学以外の者又は機関と共同して行う研究（外部からの受入れ及び本学からの申込みの双方を含む。以下「共同研究」という。）の実施及びその他必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 本学は共同研究の推進にあたっては、本学の建学の精神、産学官連携ポリシー、知的財産ポリシー、その他の関連方針を尊重し、国際社会から地域社会に至る要請を踏まえ、本学の自主性及び自律性の下、適法かつ適正な手段に基づき、責任ある判断を行うとともに、独創的又は先駆的な有意義な成果の創出に努めるものとする。

(定義)

第3条 この規程において、用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「共同研究」 次に掲げるものをいう。

- イ 本学において、外部の機関（共同研究に参加する大学その他の教育研究機関、官公庁等、企業などをいう。以下「共同研究機関」という。）から研究者（以下「外部共同研究員」という。）及び研究経費を受入れて、教員等（基幹教員、特任教員、研究員、その他本学に雇用されている教員をいう。以下同じ。）が当該共同研究機関の共通の課題について共同して行う研究。
- ロ 本学及び共同研究機関において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、共同研究機関から研究者及び研究経費等又は研究経費のみを受入れるもの。
- ハ 本学及び共同研究機関において共通の課題について分担して行う研究で、研究経費等の受入れがないもの。

(2) 「研究担当者」 本学の教員等及び共同研究機関等に所属する者で、共同研究を担当するものをいう。

(3) 「研究代表者」 研究担当者のうち、本学及び共同研究機関をそれぞれ代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任をもつ者。

(4) 「研究成果」 共同研究の実施によって新たに創出された価値ある成果であり、発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等を含む、検証可能な知識・技術・知見・データ・ノウハウ・成果物をいう。

(5) 「発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等」 羽衣国際大学発明等取扱規程第3条において定義されたものをいう。

(6) 「共同研究員費」 外部機関等が本学へ外部共同研究員の派遣の受入れを希望する場合、その受入のために必要となる経費（外部共同研究員の受入費）のことをいい、本学は外部共

同研究員に対し研究設備、教育研究施設の利用を本学の業務に支障をきたさない範囲で提供する。

- (7) 「フォアグラウンド IP（共同研究成果に係る知的財産権）」 共同研究の実施過程において新たに創出された発明等に係る知的財産権をいう。
- (8) 「バックグラウンド IP（背景知的財産）」 共同研究契約締結時（又は共同研究開始時）において各当事者が既に保有していた知的財産権及び当該共同研究とは無関係に取得した知的財産権であって、共同研究の遂行又は成果の利用に必要と認められるものをいう。その範囲は、契約において相手方に書面で特定するものとする。
- (9) 「単独所有」及び「共有」 フォアグラウンド IP について、単独で創出された場合は当該創出者に単独帰属し、複数の者が共同で創出した場合は寄与度に応じて共有とすることを原則とする。ただし、契約で別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (10) 「FAIR 原則」2016 年に提唱された研究データ管理の指針（Wilkinson, M.D. et al., Sci Data 3, 160018 (2016). <https://doi.org/10.1038/sdata.2016.18>）をいう。データが人間および機械によって効率的に発見・アクセス・統合・再利用可能となることを目指す。

（共同研究の基準）

第 4 条 共同研究は、その内容が本学の教育研究及び社会貢献に寄与する有意義な成果を期待でき、かつ、本来の教育研究活動に著しい支障を及ぼさないと認められる場合に限り行うものとする。

2 人を対象とする研究等、別に定める研究倫理審査規程の対象となる研究に該当する場合、研究代表者は、所定の承認を得なければならない。

3 研究代表者は、羽衣国際大学安全保障輸出管理規程に従い、安全保障輸出管理上の確認を行わなければならない。

（受入れの申し込み）

第 5 条 本学の研究代表者は、外部の共同研究機関等からの申出により共同研究を希望するときは、あらかじめ外部共同研究機関等と協議し、共同研究機関等が記載した本学所定の共同研究申請書（様式 1）を、学術情報・地域連携課を通じて学術情報委員長に提出しなければならない。

2 本学の研究者が外部共同研究機関等へ共同研究を申し出る場合は、所属長の許可を得て、共同研究申請書（様式 1）に記載されている事項のうち必要なものを取りまとめ、学術情報・地域連携課を通じて学術情報委員長に提出しなければならない。

3 官公庁及び民間等が募集する研究課題に本学の研究者等が外部の研究機関等と共同して申請し、採択された場合は、採択通知をもって第 1 項の申請書の提出があったものとみなす。

（利益相反の管理）

第 6 条 研究代表者は、研究担当者、学生を含む研究協力者等について、個人及び組織としての利益相反の有無を確認し、生じるおそれがある場合は、学術情報・地域連携課に速やかに申告するものと

する。

2 学術情報委員会は、申告を受けた場合は利益相反の程度を審査し、必要に応じて回避又は管理措置を講ずるものとする。

3 利益相反に関する詳細は、別に定める利益相反マネジメント規程等による。

(受入れ経費等)

第7条 共同研究を受け入れるに当たり共同研究機関が負担する額は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「直接経費」 人件費、研究旅費、備品費、消耗品費、その他必要な経費及び共同研究員費

(2)「知的貢献費」 本学の研究担当者及び研究協力者が有する専門知識、技能その他の知的基盤の提供に対する対価であり、申請時又は契約締結時に、外部の共同研究機関との協議により定める。なお知的貢献費は役務提供の対価であり、消費税法上の課税対象となる

(3)「間接経費」 直接経費及び知的貢献費の合計額の 30 パーセントに相当する額を原則とする。ただし、官公庁、民間等において別段の定めがある場合はこの限りでない。

2 共同研究を本学と共同研究機関の双方で行う場合、協議の上、共同研究費等の直接経費については相殺することができる。ただし、学長の承認を得なければならない。

3 経費を受け入れない場合も、共同研究契約においてその旨を定めるものとする。

(受入れ及び申し込みの決定)

第8条 共同研究の受入れ又は申込みは、学術情報委員会において審議の上、学術情報委員長がその結果を企画運営本部会議に報告し、受入れ基準への適合性等についての確認を経て、学長が決定し、教授会への報告事項とする。

2 前項にかかわらず、学術情報委員長は、次の各号のいずれかに該当する軽微な案件については、学術情報委員会の審議を経ずに専決することができる。ただし、専決した案件については、定期的に学術情報委員会に報告しなければならない。

(1) 本学の標準契約書に基づき、契約条件に重要な変更がない共同研究

(2) 共同研究費の総額が 100 万円以下のもの

(3) 過去に承認された共同研究の期間延長又は軽微な内容変更であるもの

(4) 知的財産の取扱いについて特段の条件変更を伴わないもの

(5) その他、前各号に準ずるものであり、契約条件、知的財産の取扱い、研究リスク及び金額の観点から軽微と認められるもの

3 共同研究の受入れ又は申込みに伴い、施設・設備等について特段の措置を講ずる必要がある場合は、学長がその措置を決定する。

4 前各項にかかわらず、以下の事項についての決定は、学長が行うものとし、学長は、これを学術情報委員長に専決させることができる。

(1) 共同研究の中止又は期間の変更

(2) 共同研究費の変更

(3) 共同研究内容の重要な変更

5 前項までの手続き、第1項に定める審議について、国等との共同研究（科学研究補助金等を例とする国等以外の団体等から受入れるもので国等からの補助金等により共同研究を行うことが明確なものを含む。）については、要しないものとする。ただし、契約内容及び研究リスク及び利益相反の確認は行うものとする。

6 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、羽衣国際大学共同研究受入決定通知書（様式2）により、外部の共同研究機関及び第9条第4項に規定する契約担当役に通知するものとする。

（契約締結のための体制）

第9条 学長は、共同研究の受入れを決定した場合、契約締結のための体制（以下「契約対応体制」という。）を下記の各号に掲げる者により組織するものとする。

(1) 研究代表者

(2) 産学官連携・研究支援部門の事務職員（学術情報・地域連携課員、産学連携課担当者等）及びURA、コーディネーター

(3) 法務・知的財産（IP）専門担当（法務系教員、司法書士、行政書士、知的財産管理技能士等）

(4) 会計・研究費管理担当（総務課等）

(5) 管理部門（事務局長、次長、法人本部等）

2 前項各号のうち、第1号を除き、職務に応じて複数の号を兼務させることができる。

3 内容の精査及び助言のため、外部の専門家に支援を求めることができる。

4 契約対応体制において、契約締結において第1項第1号以外の者で実務責任を担う者を「契約担当役」とし、契約担当役は契約締結に係る実務を統括する責任者とする。ただし、契約の締結は学長の承認を得て行うものとする。

5 契約対応体制は、外部の共同研究機関等との契約が締結された時点でその任務を終了するものとする。ただし、業務上知り得た秘密情報については、公知となった場合その他正当な理由がある場合を除き、任務終了後、又は当該構成員の退職後も、これを保持しなければならない。

（契約の締結）

第10条 学長及び共同研究機関は、共同研究の実施に当たり、別に定める共同研究契約書（様式3、以下「契約書」という。）を標準として、共同研究に関する契約（以下、「契約」という。）を締結する。

2 学長は、契約担当役に契約締結の実務を行わせることができる。

3 契約担当役は、前項の共同研究契約を締結したときは、直ちに学長に通知するものとする。

4 契約担当役は、本学研究代表者に契約締結を通知するとともに、共同研究契約に関する確認書（様式4、以下「確認書」という。）を交付し、本学研究代表者から提出された確認書を学長に提出

するものとする。

（契約の遵守）

第 1 1 条 研究担当者、研究協力者その他共同研究の実施に携わる者は、当該共同研究に係る共同研究契約その他本学の関係規則等を遵守しなければならない。

2 研究担当者の所属長は、研究担当者が契約及び関係規則等に従って適正に共同研究を実施するように監督しなければならない。

（秘密の保持）

第 1 2 条 本学及び共同研究機関は、共同研究の実施に当たり、相手方から開示を受け、又は知り得た情報（以下「秘密情報」という。）について、必要に応じて秘密保持契約（NDA）を締結するものとする。ただし、契約書に秘密保持に関する十分な条項が定められている場合は、この限りでない。

2 秘密情報の範囲、保持期間、複製及び使用の制限、返還・廃棄、違反時の措置等その他必要な事項は、秘密保持契約又は共同研究契約で定めるものとする。

3 研究代表者は、研究担当者、研究協力者（学生を含む。）に対し、秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出させなければならない。

4 本学が秘密情報を取り扱う場合は、羽衣国際大学産学官連携における秘密情報管理規程に従うものとする。

（研究場所）

第 1 3 条 本学の教職員等は、共同研究の遂行上必要がある場合には、外部の共同研究機関、民間機関等の施設において研究を行うことができる。

2 前項の場合において、当該教職員等は、研究用務のための出張として所定の手続きをとるものとする。

（企業等外部共同研究員）

第 1 4 条 本学は、企業等外部の共同研究員を共同研究のために受け入れることができる。

2 前項の場合、本学は、その所有する施設及び設備を研究に供することができる。

3 本学は、本学施設及び設備を利用する外部機関等に対して研究料、施設利用料その他必要な費用などを請求することができる。

4 前項の研究料及び施設利用料の設定並びに出納は総務課が行い、契約時又は利用開始時までには相手方に金額を提示し、了解を得るものとする。

5 前 2 項にかかわらず、本学教職員等が外部機関等の施設又は設備を使用して研究する場合、当該外部機関の共同研究員が本学の施設又は設備を研究のため利用する料金を相殺することができる。

（学生の参加）

第 1 5 条 共同研究に従事することが教育上有益と認められるとき、論文発表、進路選択及び知的

財産保護の観点配慮して、研究代表者は共同研究機関と協議の上、本学の学生を研究協力者として参加させることができる。

2 共同研究に参加する学生は、次の各号に掲げる事項についての誓約書を提出しなければならない。

(1) 学校法人羽衣学園 羽衣国際大学の諸規程に従うこと

(2) 秘密事項に指定された事項を保持すること。(第 12 条に定める誓約書を含む)

3 研究代表者は当該学生が、羽衣国際大学発明等取扱規程第 4 条第 4 項及び第 8 項に該当する場合は、同規程第 5 条第 7 項に掲げる「学生等同意書」を提出させなければならない。

4 共同研究に参加した学生が、当該研究において発明等に寄与した場合には、本学の教職員等に準じて、羽衣国際大学発明等取扱規程に基づき、発明対価の支払いを受ける権利を有する。

(損害賠償・責任分担・保険・保障の体制について)

第 16 条 受け入れた外部共同研究員が、本学において研究従事中に人身事故等に遭遇したときは、当該外部共同研究員が所属する外部の共同研究機関が、当該者に適用する補償制度をもって対処することを原則とする。ただし、当該人身事故等が本学の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

2 研究代表者は、共同研究の実施にあたって危険を伴う場合、共同研究経費の中から適切な保険契約を締結するように検討しなければならない。特にその危険性が高い場合は保険契約締結を必須とする。

3 危険性について事前に把握できるときは、特に契約に含めるよう努めるものとする。

(知的財産の取扱い)

第 17 条 共同研究により創出された知的財産権（フォアグラウンド IP）の帰属は、羽衣国際大学発明等取扱規程第 4 条に従うものとする。

2 本学に係る知的財産権の帰属については、原則として職務発明として本学が承継するものとし、学長は教職員等及び外部共同研究員に対し、その旨の同意を得るものとする。学生が参加する場合は、第 15 条に従って取り扱うものとする。

3 フォアグラウンド IP が単独で創出された場合（単独発明）は、当該発明等を創出した当事者（本学又は共同研究機関）に単独所有とする。共同で創出された場合（共同発明）は、寄与度に応じて本学及び共同研究機関の共有とし、共有持分の割合は、発明者間の協議により決定する。

4 共有する知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、双方の持分、出願等により生じる費用の負担その他取扱いについて定めた共同出願等契約を、出願又は申請を行うまでに締結するものとする。ただし、本学が共同研究者から知的財産権を承継した場合は、本学が単独で出願等を行うことができる。

5 ノウハウに該当するものについては、共同研究者と協議の上、速やかにノウハウとして指定するものとする。

6 バックグラウンド IP の取扱いについては、事前に相手方と協議し、その範囲を特定した上で、管理方

法、実施許諾の有無及び条件等を契約に定めるものとする。必要に応じて、特定のバックグラウンド IP について実施許諾の対象から除外する旨を契約又は別途の書面で定めることができる。また必要に応じて別途秘密保持契約（NDA）を締結する。

7 本学は、フォアグラウンド IP の帰属にかかわらず、自ら当該知的財産権を教育及び非営利目的の研究のために無償で実施できる権利（リザーブ権）を留保するものとする。

（本学の単独所有の知的財産権の実施許諾等）

第 18 条 本学は、本学の単独所有の知的財産権等について、羽衣国際大学発明等取扱規程第 15 条及び第 18 条に従い、共同研究機関に非独占的又は独占的な実施権を許諾することができる。

（独占的实施権等の付与について）

第 19 条 本学は、共有の知的財産権について、当該知的財産権の出願等をするまでに、共同研究機関に対し、独占的な実施を希望するか、又は非独占的な実施を希望するかのいずれかを選択させ、本学に通知させるものとする。

2 共同研究者又は共同研究者が指定する者が、知的財産権に係る独占的实施権等の付与を希望する場合には、一定の期間、その権利を付与することができるものとする。

3 前項により知的財産権に係る独占的实施権等を付与された者から、その付与の延長を求められたときは、その者と協議の上、必要な期間を延長することができる。

4 学長は実施許諾その他の契約を締結する際には、当該発明等に係る発明者が教育及び研究のために当該発明等を無償で実施できるよう配慮するものとする。

5 第 2 項において規定する独占的实施期間の開始後、相当の期間において正当な理由なく実施又は実施に向けた研究開発を行っていない場合は、当該の共同研究者又は共同研究者が指定する者の意見を聴取の上、それ以外の者に対し当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

（第三者に対する実施の許諾等）

第 20 条 第三者（技術移転機関を除く。）に対して共有する知的財産権の本学の持分を譲渡し、又はこれを目的として質権を設定しようとする場合は、あらかじめ外部の共同研究機関の書面による同意を得なければならない。この場合において、外部の共同研究者がその持分を譲渡し、又はこれを目的として質権を設定しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により独占的实施権等を付与している知的財産権については、共同研究者又は共同研究者が指定する者以外に対して実施の許諾を原則として行わない。

（技術移転機関の利用）

第 21 条 本学が、知的財産権の実施の許諾又は譲渡を行うときは、技術移転機関を利用することができるものとする。

（実施契約）

第 2 2 条 知的財産権が実施される場合は、別に定めがない限り、本学への実施料等の支払を定めた実施契約を締結する。

（知的財産権の放棄）

第 2 3 条 共有する知的財産権を放棄しようとする場合は、あらかじめ外部共同研究者へ通知するものとする。外部共同研究者が知的財産権を放棄する場合においても、同様に本学へ通知する義務を課す措置をなすものとする。

（発明等以外の共同研究成果の取り扱い）

第 2 4 条 学長及び共同研究機関の長は、共同研究の結果生じた発明等以外の研究成果（共同研究の実施に伴い生じたデータ及び有体物を含む。ただしバックグラウンド IP に該当しないものに限る。）について、その帰属、保管方法等の取り扱いを共同研究の締結時に協議して定めておくものとする。

2 前項の協議に当たっては、データの創出形態、加工の度合い、本学及び共同研究機関の寄与度等を考慮し、適切に帰属または利用権を設定するものとする。

3 研究データについては、必要に応じてデータ管理責任者を指定し、FAIR 原則等を踏まえて協議の上定めるものとする。

4 前項のデータ管理責任者は、原則として研究代表者とする。

（進行状況の報告等）

第 2 5 条 本学及び共同研究機関は、研究期間中、必要に応じて進行状況について互いに報告を行い、進行その他について協議するものとする。

（契約事項の変更）

第 2 6 条 本学は、共同研究機関から本規程と異なる契約条項の申入れがあったときは、必要に応じて契約条項について相手方と協議の上、変更することができる。

2 前項により契約条項を変更しようとする場合は、第 8 条第 2 項に従い、学術情報委員長が専決し、その変更内容について学長に報告するものとする。

3 前項に関わらず、次の各号に掲げる場合は本学の会議体で協議するものとする。

- （1）知的財産権についての条件変更
- （2）共同研究費の変更で元の金額の 20%以上の増額
- （3）特許権等の実施における独占条件の変更
- （4）標準契約内容から大きく逸脱する変更
- （5）その他、学術情報委員長が必要と認めたもの

（共同研究の完了）

第27条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときには、速やかに研究完了報告書を作成し、学術情報委員長にその旨を報告しなければならない。

2 学術情報委員長は、前項の報告を受けたときは、その旨を学長に報告するものとする。

3 研究完了報告書をはじめとする研究記録等は最低5年間保存することとし、文部科学省の「研究データの管理・共有に関するポリシー」で指定される研究分野の場合は10年間保存することとする。なお、特許出願した案件に関連する記録は、特許権の存続期間を踏まえ、適切な期間保存するものとする。また、研究代表者及び所管部署が保存責任を負うものとする。

4 第1項に関わらず、共同研究者の双方が研究報告書の作成を条件としないときは、研究完了報告書を省略することができる。ただし、本学内部における記録としての報告は省略できない。

（研究成果の公表）

第28条 共同研究による研究成果は、共同研究機関との契約で定めない限り、原則として公表するものとする。

2 公表の時期及び方法については、共同研究機関と協議の上、契約等において適切に定めるものとする。

3 成果公表の遅延（パテント・エンバゴ）については、特許出願準備のため、本学及び共同研究機関の双方の合意を得て一定期間遅延させることができる。ただし、当該遅延期間は原則として研究完了の翌日から6ヶ月以内とし、特別の事情がある場合でも1年を超えないものとする。

4 前項に定める期間を超過する合理的理由がある場合は、企画運営本部会議における審議を経て、学長が承認するものとする。

（紛争解決・契約解除）

第29条 本規程に基づく共同研究契約（以下「本契約」という。）に関して、外部共同研究機関との間に紛争が生じたときは、まず当事者間で誠実に協議するものとする。

2 前項の協議によっても解決しないときは、本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを原則とする。ただし、契約で別段の定めをした場合はこの限りでない。

3 本契約の当事者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、他方の当事者は、相当の期間を定めて催告した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）本契約又は本学の関係規則に違反し、その是正が著しく困難であるとき

（2）本契約の履行が著しく困難となったとき

（3）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき

（4）その他前各号に準ずる事由が生じたとき

4 前項により本契約を解除した場合、解除した当事者は、相手方に対し、解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、解除された当事者に故意又は重大な過失がない場合はこの限りでない。

5 本契約の解除、終了又は失効後も、第12条（秘密の保持）、第17条から第24条（知的財産及び研究成果の取扱い）まで、第30条（反社会的勢力の排除）その他本契約に定める存続すべき条項は、別段の定めがある場合を除き、存続するものとする。

6 本契約に関連して、本学が外部の共同研究機関に対して負担する損害賠償額は、本学が当該共同研究に関して当該機関から受入れた直接経費の額を上限とすることを原則とし、契約で定めるものとする。ただし、本学に故意または重大な過失がある場合は、この限りでない。

（反社会的勢力の排除）

第30条 本学及び共同研究機関（以下「当事者」という。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。

（1）自ら（法人の場合はその役員、使用人又は実質的に経営を支配する者を含む。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

（2）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

（3）自ら又は第三者を利用して、次の行為を行わないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 当事者のいずれかが前項の表明又は保証に反する事実が判明した場合、他方の当事者は、何らの催告を要せずして本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前項により本契約を解除した場合、解除した当事者は、相手方に対し、解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、解除した当事者に故意又は重大な過失がない場合はこの限りでない。

4 前項の規程は、本契約の解除、終了又は失効後も適用する。

（適用の除外）

第31条 独立行政法人、国又は地方公共団体等の公的機関との共同研究の実施において、学長が特に必要と認め、かつ合理的理由がある場合には、本規程の一部を適用せず、学外機関の基準により受け入れることができるものとする。ただし、第4条、第6条、第12条、第17条、第30条その他学長が必要と認める条項については、この限りでない。

2 海外の機関と共同研究を行う場合は、必要に応じて、準拠法及び裁判管轄を契約で定めるものとする。

（補則）

第32条 この規程に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項は、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が定める。

（規程の改廃）

第 3 3 条 この規程の改廃は、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が行う。

付 則

- 1 この規程は、2 0 2 6（令和 8）年 5 月 1 2 日から施行する。
- 2 2 0 0 1（平成 1 3）年 1 2 月 2 0 日制定の羽衣国際大学 学外共同研究取扱に関する申し合わせ（規程番号 213－05）は廃止する。